

大阪市此花区役所
広告付行政情報モニター一等設置事業者
募集要項

令和6年12月
大阪市此花区役所

大阪市此花区役所広告付行政情報モニター等設置事業者募集要項

1 目的

大阪市此花区役所庁舎を民間企業等との協働により有効活用することによる市の新たな財源を確保や効果的な行政広報の推進、区民サービスの向上を目的として、広告付行政情報モニター等設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

応募される方はこの募集要項等をよく読み、各事項をご承知の上、お申込みください

2 施設の概要

(1) 名称

大阪市此花区役所

(2) 住所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

(3) 庁舎開庁時間

月曜日～木曜日、第4日曜日 午前9時00分～午後5時30分

金曜日 午前9時00分～午後7時00分

※祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

3 募集広告媒体

使用許可場所	設置する広告媒体	台数	最低使用料 (月額・税込)
此花区役所1階	広告付行政情報モニター等	4台	12,000円

※設置する広告媒体等の詳細については、別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格要件

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 広告等設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
- (3) 国税、市町村民税、消費税及び地方税の未納がないこと。
- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 当区が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

5 使用条件等

(1) 事業者の施設使用形態

設置事業者は、別紙「仕様書」に基づき広告付行政情報モニター等を設置し、使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的の外使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

当初設定した公募条件を変更しないことを前提として、使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。

また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年（最長で令和12年3月31日まで）を超えることができないものとします。

(3) 必要経費の負担

別紙「仕様書」のとおり

(4) 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

ア 募集条件及び別紙「仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。

イ 広告掲載にあたっては、関係法令及び、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市此花区役所広告掲載要領」を遵守し、事前に本市の承認を得た上で表示してください。

ウ 機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで「安全設置」してください。また使用許可期間満了時には、現状回復を行ってください。

エ 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

6 応募申込手続等

(1) 申込受付期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月24日（金）

午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所総務課（3階32番窓口）

(3) 申込方法

受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

なお、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(4) 申込必要書類

名称	様式	部数	内容
(a) 応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
(b) 誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入
(c) 現在事項全部証明書	各種証明書（発行日から3か月以内のもの）	1部	発行日から3か月以内のもの
(d) 印鑑証明書		1部	発行日から3か月以内のもの
(e) 会社概要等	様式自由	1部	会社パンフレット等、事業内容が判断できるもの

(f) 設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様(サイズ、重量、電気容量等)がわかるもの
----------------	------	----	-------------------------------

7 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和6年12月20日(金)から令和6年12月27日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

質疑書(様式3)により、上記受付期間内に電子メールにより送信してください。送信の際には、メール件名に「広告付行政情報モニター等質疑書」として送信してください。

送信先メールアドレス: td0001@city.osaka.lg.jp 此花区役所総務課

(3) 質疑書への回答予定

令和7年1月10日(金)

(4) 回答方法

質疑内容を整理したうえで、此花区ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

8 価格提案及び審査

(1) 応募にあたっての留意事項

価格提案及び審査の日時

価格提案日 令和7年1月27日(月)

価格提案書提出期限 午後2時00分(午後1時30分入札室開場)

審査開始(開札)時間 価格提案書の投函締切り後即時

※ 価格提案審査は、入札室に設置している時計が午後2時00分になると同時に開始し、価格提案開始後の価格提案はできません。

(2) 価格提案書の審査の場所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

此花区役所3階 講堂B

(3) 当日持参するもの

ア 価格提案書(様式4)

イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)(様式5)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印(実印)の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。なお、押印について、価格提案者本人にあっては実印、代理人にあっては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額の使用料(税込)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案事業者立会いのもとで行います。

イ 価格提案事業者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの

イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの

ウ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの

エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの

オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの

カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの

キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの

ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの

コ 価格提案に関し不正な行為を行った者が価格提案したもの

サ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、審査を経て設置予定事業者の決定後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

最高額となる価格提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格提案審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

設置予定事業者があるときは、その者の使用予定事業者名及び決定価格、並びに設置予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。設置予定事業者がないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に発表します。

審査結果については、決定金額及び設置予定事業者名を本市ホームページ上で公表します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

9 使用許可申請の手続

設置予定事業者に決定した者は、応募申込書に記載された名義で、大阪市此花区役所広告掲出許可申請書（様式6）等を提出してください。

10 設置予定事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他、設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

11 その他

- (1) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、価格提案事業者または設置予定事業者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。また、返却できません。

12 問い合わせ先

担当：此花区役所総務課（3階32番窓口）

住所：大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

電話：06-6466-9556

E-mail:td0001@city.osaka.lg.jp

設置までのスケジュール

